

「飯山市公民館条例の一部を改正する条例案」及び「飯山市公民館及び各地区公民館の使用許可基準（案）」に関するパブリックコメントの結果について（回答）

実施期間

令和 7 年（2025 年）7 月 23 日から令和 7 年（2025 年）8 月 11 日（月・祝）まで

提出者

1 人（意見数 4 件）

No.	提出されたご意見	市の考え（回答）	条例の修正
1	どうしてこの時期の改正でしょうか。このような改正は年度当初に行うのが適当と思慮します。	公民館を政治活動に利用させることを一般的に禁止するものではないとした平成 30 年（2018 年）12 月 21 日付 文科省総合教育政策局地域学習推進課からの事務連絡や宗教団体の公民館利用を一律に禁止するものではないとした社会教育行政研究会（「社会教育行政読本」第一法規 H25.6.30 初版）の見解からも、現行の飯山市公民館条例第 8 条で公民館の使用を制限している状況は、速やかに改正しなければならないと判断したためです。 すでに、今年度に入り複数件、公民館の政治的使用の打診があり、現行条例の規定では使用を許可できないことをお伝えしたところですが、政治活動や宗教団体の公民館使用が可能であることを文科省が社会教育法の解釈や社会教育行政研究会で示し、市民からの公民館使用のニーズがある以上、現行条例の使用制限を延期・放置することは、行政が果たすべき職務を怠っているとの非難を避けられないと考えます。 年度途中での改正にご理解のほどお願いいたします。 ※欄外に次の参考資料を記載しています。 ①平成 30 年(2018 年)12 月 21 日付 文科省事務連絡 ②社会教育行政研究会(「社会教育行政読本」第一法規 H25.6.30 初版)	修正なし
2	改正の理由が理解できません。	理由は 1 の通りです。	修正なし
3	意見徴収期間が短すぎると感じます。	今回の条例の一部改正は、公民館使用の許可・不許可に関し大きな転換期となるものです。ここに至るまで、近隣自治体をはじめ全国の状況を確認しながら上位機関である県や全国公民館連合会、大学で社会教育を専門とする名誉教授に助言をいただきながら原案づくりを進めて参りました。 その後、教育委員会、社会教育委員会議、公民館運営審議会など公民館関係者への意見聴取を行い、加えて市全体に関わることから議会、区長会協議会にも説明を重ねてきました。さらに、改正に伴いより具体的な基準を定める必要も生じ、上位機関に相談を重ねるなど研究や原案作成に時間を要しました。1 でお答えしたとおり速やかに市民のニーズに応えるため、令和 7 年（2025 年）9 月議会への条例改正案の提出をいたします。パブリックコメントへの回答期間から議案書作成、議員への議案配布などの日程を逆算したところ、このような周知期間となりました。 本来30日以上意見等の提出期間を設けることが原則ですが、飯山市市民意見提出手続実施要綱（平成30年11月27日 告示第85号）第7条第2項「緊急を要するものその他やむを得ない理由により30日以上期間を設けることができないときは、第5条の規定による公表の際に併せその理由を明示することによって、期間を短縮することができる。」の規定により、参考資料のとおりホームページ上に理由を明示し、パブリックコメントを実施しましたのでご理解のほどお願いいたします。 ※欄外に参考資料として「ホームページ上に明示したパブコメ期間の短縮理	修正なし

		由」を記載しています。(参考資料③)	
4	新旧対照表を見ると、政治的使用ができることと宗教団体が使用できることが改正のポイントと思いますが、宗教団体がカルト教団のような場合はどうするのでしょうか。 許可は教育委員会がしたとしても、実際に使用に係る管理をするのが地区公民館主事であるので改正の必要は無いと思慮します。 宗教団体の研修会等はお寺等が会場を持ち回りで実施しているのが実際です。	改正ポイントはお見込みのとおりです。 使用許可・不許可については、社会教育法第 20 条の目的に沿った内容であるか、使用申請時の使用目的で判断します。「カルト教団のような場合」のご質問につきましては、様々な考え方がある中で、明確に定義することが困難であることからお答えはできませんが、どのような宗教団体であっても、一般の団体と同様の条件で公平に使用許可・不許可の判断をします。 改正の必要性は 1 でお答えしたとおり、市民のニーズにお応えするための条例改正になります。文科省からの平成 30 年 12 月 21 日付 事務連絡「社会教育法第 23 条第 1 項の解釈の周知について」の文面におきましても、公民館が地域の実情に合わせて柔軟に運営され、公民館活動が一層活性化されるよう指導がなされていますので、飯山市民館条例の改正ついてご理解をいただきますようお願いいたします。 お寺等の会場持ち回りで実施している研修会を公民館で開催することにつきましては、不許可制限に該当しなければ使用を許可しますのでご理解をお願いいたします。 ※欄外に参考資料として④「社会教育法第20条（目的）」、⑤「飯山市民館及び各地区公民館の使用許可基準（案）（使用許可の基準）第4条第2項」の抜粋を記載しています。	修正なし

【参考資料①】

事 務 連 絡
平成30年12月21日

各都道府県教育委員会社会教育担当課長 殿
各指定都市教育委員会社会教育担当課長 殿

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
社会教育法第23条第1項の解釈の周知について（依頼）

社会教育法（昭和24 年法律第207 号。以下「法」という。）第23条第 1 項の解釈については、従前より通知の発出等によって周知を行ってきたところですが、近時、本件に関する問合せが数多く寄せられていることに鑑み、下記のとおり、その解釈について改めてお示しすることとしました。

貴教育委員会におかれては、域内の市（特別区を含む。）町村教育委員会に対し、本件について十分な周知を図られるとともに、社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりの拠点として、公民館が地域の実情に合わせて柔軟に運営され、その活動が一層活性化されるよう、必要な指導・支援をお願いします。

記

- 1 法第23条第 1 項第 1 号の趣旨について
- 法第23条第 1 項第 1 号では、公民館が「もつばら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること」を禁止している。本規定の趣旨は、公民館が、法第20条に掲げる目的を没却して専ら営利のみを追求することや、特定の営利事業に対して、使用回数や使用時間、使用料等に関して優遇するなど特に便宜を図り、それによって当該事業に利益を与えることを禁止するもので、公民館が営利事業に関わることを全面的に禁止するものではない。
- 2 法第23条第 1 項第 2 号の趣旨について
- 法第23条第 1 項第 2 号では、公民館が「特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること」を禁止している。
- 本規定の趣旨は、公民館の政治的中立性を確保するために設けられているものであり、例えば、特定の政党に特に有利又は不利な条件で利用させることや、特定の政党に偏って利用させるようなことは許されないが、公民館を政党又は政治家に利用させることを一般的に禁止するものではない。

【参考資料②】

文科省生涯学習政策局を中心とする「社会教育行政研究会」（社会教育行政読本参照：第一法規 H25.6.30 初版）において、宗教に関係する団体に公民館の施設を供与することについての解釈が次のとおり示されています。

Q 宗教に関する団体から公民館の使用申請がありました。許可してもよろしいでしょうか。

A ～省略～ 社会教育法第 23 条第 2 項では、公立の公民館が「特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派もしくは教団を支援してはならない」こと

を規定しています。本規定は憲法 20 条（信教の自由）の精神に基づき、公立の公民館が、特定の宗教等に偏した運営を行うことを禁止し、宗教的中立性を確保する趣旨であり、宗教団体の利用を一律に禁止するものではありません。

また、憲法第 20 条を財政面から保障する憲法第 89 条の規定では、公民館を含む公の財産は「宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため」の利用に供してはならないとされています。本規定の趣旨は、特定の宗教に対して特別の便益を提供し、援助することを禁止するものです。

したがって、宗教に関係する団体であっても、一般の団体と同様の条件で公平に利用させるのであれば、施設を供与して差し支えありません。

【参考資料③】

《パブコメ募集に明示した期間の短縮理由》

「飯山市公民館条例の一部を改正する条例案につきましては、令和 7 年（2025 年）9 月議会（定例会）へ議案上程をするため、意見募集期間を下記のとおり 20 日間に短縮して実施することとします。」

※意見募集期間を次のスケジュールに合わせるため 20 日間としました。

【意見募集後から議案上程までのスケジュール】	
8 / 1 2 ～	提出されたご意見の整理及びご意見への対応と公表
8 / 1 8 ～	飯山市公民館条例の一部を改正する条例案の議案を含む議案書作成
8 / 2 5	議会への議案書配布（予定）
8 / 2 6	9 月議会招集告示（予定）
9 / 2	9 月議会招集・議案上程（予定）

【参考資料④】

○社会教育法（昭和24年6月10日 法律第207号）抜粋

（目的）

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

【参考資料⑤】

○飯山市公民館及び各地区公民館の使用許可基準（案）

（使用許可の基準）

第 4 条 公民館の使用許可の基準は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、教育委員会は、次に掲げる使用を許可しないものとする。

～省略～

(9)特定の宗教又は教派、宗派等を布教及び支持、宣伝又は反対するもの。

(10)宗教の教義を広め信者を教化育成すること、又は宗教の儀式行事を行うことを主たる目的とするもの。

(11)その他公民館の宗教的中立性に対する市民の信頼を害するような宗教活動に利用するとき。